

令和2年度第1回米子市社会福祉審議会議事録

令和2年10月2日 午後6時30分開会
米子市役所4階 401会議室

1 開会

2 会議の成立宣言

委員10人中7人出席につき、米子市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会議成立

3 議題1「米子市成年後見制度利用支援計画」について

(尾崎会長)

それでは、進行させていただきます。今日の議題は一つです。「米子市成年後見制度利用支援計画」についてですが、議題に入る前に、会議の公開・非公開及び公表について、本会議の内容から非公開情報に該当するものがないことから、会議は公開とさせていただきます、全文議事録を作成しホームページで公表させていただきますことを承諾いただけますでしょうか。

(異議の声なし)

ありがとうございます。そうしましたら異議がないようですので、そうさせていただきます。それでは議題に入ります。「米子市成年後見制度利用支援計画」について、事務局より説明をお願いいたします。

(安藤主任)

失礼いたします。福祉政策課の安藤です。まず、資料の修正がございまして、「米子市成年後見制度利用支援計画(案)」の7ページを御覧ください。7ページに出てきます「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」の名称を2カ所間違えておりましたので、申し訳ありませんが訂正をお願いします。一つ目が、(2)「インタビュー調査」の表の対象者欄の「一般社団法人権利擁護センターネットワークほうき」と記載されているところの、「センター」が必要ありませんでしたので、「センター」を消していただくのが一つと、もう一つが、7ページ下の注釈1の「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」の、「一般社団法人」の「一」が抜けておりましたので、「一」を追加し

ていただきますようお願いいたします。

次に、当日資料として配布いたしました「成年後見制度利用支援計画に係る家庭裁判所との協議事項一覧」について、御説明させていただきます。このたびの米子市成年後見制度利用支援計画の策定において、家庭裁判所との連携が欠かせないため、9月4日及び9月28日に鳥取家庭裁判所と意見交換会を行いました。そのときの協議事項をまとめたものがこちらの資料です。協議事項として、計画案の中の家庭裁判所と関係の深い事項についてピックアップし、家庭裁判所に意見を伺いました。家庭裁判所において市町村との連携が必要であると認識されており、成年後見制度の適切な運用を目指していくため、今後も協議を重ねていく予定としております。簡単ではございますが、当日資料の説明は以上になりまして、議題のほうに入らせていただきます。

まず、計画案の内容を説明する前に、計画策定のスケジュールに変更がありましたので御説明いたします。計画策定のスケジュールについて前回、11月の審議会のほうで承認いただいていたのですけれども、そちらのスケジュールであれば第1回目の審議会を6月に行って原案を提示し、9月にパブリックコメントの実施、11月に計画策定の予定でございましたが、コロナ禍の状況により6月開催予定であった審議会を延期したこともありまして、計画策定のスケジュールが予定より遅れてしまいましたことをお詫び申し上げます。年度内の計画完成予定に変更はございませんが、今後のスケジュールとしましては、本日、事務局の原案を提示し、1月にパブリックコメントの実施、パブリックコメントで計画の修正等が特になければ、3月に計画完成のスケジュールで考えておりますので、よろしく申し上げます。

そういたしますと、計画の内容について入らせていただきます。計画案のほうを御覧ください。なお、今回、計画案を全部説明することが時間的に難しいので、事前に目を通していただいていると思いますので、計画の概要について御説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ第1章「1 計画策定の趣旨」のところを御説明いたします。現在の成年後見制度の運用状況を見てみますと、後見事務の大半が財産管理に偏っており、本人の意思の尊重、身上配慮の観点が軽視されていること、他類型に比べて後見類型が著しく多いこと、推定利用者に比べて実際の制度利用者が少ないことが課題として挙げられます。これらの課題は利用者側の問題ではなく、制度や制度運用の問題ではないかと考えられています。また、禁治産制

度から成年後見制度に移行したときの理念である自己決定権の尊重を踏まえると、成年後見制度の安易な利用に慎重であるべきことは明らかであると言われていています。そのため、成年後見制度の利用だけに焦点を当てるのではなく、本人の全生活、将来と現在の問題を総合的に検討して、意思決定支援を行うことが重要ではないかと考えられます。本市では、これらを踏まえて、成年後見制度の適切な利用を支援するため本計画を策定します。

次に、5ページ第2章「1 各種統計データから見た米子市の現状」でございいますが、こちらは、現時点で全てのデータがそろっておらず申し訳ないのですが、データがそろいましたら考察と併せて記載していく予定としておりますので御了承ください。

次に、6ページ「2 各種調査結果」でございします。本計画は、成年後見制度利用促進法に基づき、地方公共団体の責務を具体化するものであり、国の成年後見制度利用促進基本計画を基に作成するものです。そのため本計画を作成する上で、まず国の認識している課題が本市においても当てはまるのか確認するため、アンケート調査及びインタビュー調査を行いました。各調査の詳細は、資料1と2のとおりです。詳しいことは時間の関係上省略させていただきます。

8ページに移りまして、「米子市の課題」を御覧ください。各種調査結果から、国の認識している課題は本市においても当てはまり、一つ目、「意思決定支援の実現に向けた運用」、二つ目、「成年後見制度を適切に運用するための体制整備」、三つ目、「成年後見制度の広報啓発活動の推進」について必要であることが分かりました。

9ページに続きまして、第3章「1 基本理念」を御覧ください。本計画は、意思決定に困難がある人が、できる限り自分自身で意思決定を行うことができるような市民社会の確立を目指します。そのためには、意思決定支援を行うこと、また、「意思存在推定」を前提とした社会であることが重要と考えます。意思決定支援とは、意思決定の困難な人が、できる限り自分自身で意思決定を行うことができるよう、あらゆる方法で関係者が支援を行うことです。また、「意思存在推定」は、外形・言動から簡単に意思能力がないと決めつけてきた「意思不存在推定」の慣習をやめて、意思能力があるという推定で本人を支援していくという考え方です。このような考え方により成年後見制度の安易な利用は避け、適切な利用を促進することができると考えます。この基本理念の実現に向け、9ページ中段に「基本施策」として次の二つを挙げています。

まず、一つ目の「利用者がメリットを実感できる制度の運用」でございます。後見業務において財産管理しか行わない、後見人との関係性がよくないなど制度利用にメリットを感じられないとの声があります。基本的に成年後見制度の利用を途中でやめることが難しいことを踏まえると、運用の改善は非常に重要です。そこで、財産管理だけでなく身上配慮を重視した後見活動が行われるよう意思決定支援の普及を促進すること、また利用者や利用を考えている人などへ正しい情報が届くよう広報及び相談の充実を図ることが重要施策と考えます。

次に、二つ目の「権利擁護支援の仕組みの構築」でございます。誰でも必要な人が権利擁護支援を受けられる体制、また運用の改善のための体制の整備が必要です。具体的な体制整備として、13ページを御覧ください。イメージ図のように関係団体がつながり、権利擁護に関する共通認識を持つ地域連携ネットワークの構築を考えています。また、この地域連携ネットワークを構築するため地域連携ネットワークのリーダーとなる中核機関を設置し、後見人や関係団体等のスムーズな連携を図ります。中核機関の行動について、14ページを御覧ください。社会福祉の公的責任を果たすため、米子市に中核機関を置きます。そして、権利擁護について経験ノウハウの蓄積がある一般社団法人権利擁護ネットワークほうきに専門的な相談、事業運営などの現場での専門的支援を委託し、協力しながら中核機関を構築していきたいと考えております。

次に、10ページ「第4章 施策内容」を御覧ください。ここで挙げております具体的な施策は、国の計画を基に本市において実施すべき施策を洗い出したもので、これらを先ほど御説明いたしました二つの基本施策ごとにまとめております。

次に、18ページ第5章「1 計画の推進体制」でございますが、計画策定後においても、本審議会において計画の取組状況の評価、成年後見制度利用支援に関する協議をしていただく予定にしておりますので、よろしくお願ひします。そういたしますと、簡単ではございますが、米子市成年後見制度利用支援計画の説明につきましては以上でございます。

(尾崎会長)

説明ありがとうございます。この議題について、質問とか御意見はございますでしょうか。

意思決定能力を欠くというのは、誰が判断するのでしょうか。

(大橋福祉保健部次長)

判断自体は、成年後見制度を利用される場合は、家庭裁判所なのですけれども、方法論としては、医師の診断に基づいて御本人との面談により意思能力の状況を判定されるようです。法制度的には原則として鑑定という手段なのだそうすけれども、現状は、より簡易な診断書の提出という形でしておられるようです。

(京委員)

いいですか。

(尾崎会長)

はい、どうぞ。

(京委員)

何点か少しお聞きしたいのですけれども、皆さんが前回どのようなことをここで話し合われたか、少し記憶が抜けてしまっていますので、送っていただいた資料を基にして質問等させていただきたいと思うのですけれども、まずは意思決定支援のことなのですが、私は福祉のプロパーですので、福祉の観点からしか申し上げることができないところがあるのですけれども、福祉となると成年後見制度の利用だけに今とどまっていなくてですね、日常生活場面での施設での生活とか、在宅での暮らしとか、そういうのも含めて、そういう場面場面での意思ということも含めて「意思決定支援」という言葉が使われています。ただ、この計画だとサブタイトルで「意思決定支援の普及を目指して」というのがついていて、「計画の策定にあたって」というところで、成年後見制度の利用だけにフォーカスせずということが書かれてはいるのですけれども、一方で見ると、成年後見制度をフォーカスした内容にはなってしまうのかなと。そう思うと、日常生活場面におけるサービス利用時とかにおける意思決定というのはどうなるのかなというところの市のお考え、そこは計画とか、また別で立てられるのか、それともこの計画の中にそうしたことも織り込んでいくのか、というところをお聞きしたいなというふうに思います。まず、それが一点目です。

(大橋福祉保健部次長)

日常生活等における様々な意思決定は、成年後見制度では、法律行為でなければ一応対象外とされているのですけれども、そうはいつても、日々人間は意思決定をして生きているわけで、そこに対して何らかの支援を必要だと

いうのは当然感じておりました、その趣旨は入れ込んであります。ただ、具体的にどうするかということになると、これは実は周りの方々の努力をお願いすることになるのです。今は成年後見人という形で、法的な状況におかれた方だけに命令があるのですけども、本当のところを言うと、周りに生きていらっしゃる方全体の任務ではないのか、ということをおもっています。ですが、それは国民全体のまだ合意にはなっておりませんし、法的機関もございませんので、考え方として普及していくのだというところでとどめています。具体的には、厚生労働省からガイドラインが発出されておまして、障がいケアにおける場面、あるいは介護認知症者に対する意思決定支援の方法論とかが出ておりますので、それを普及していくという、具体的にはそういうことになるとおもいます。

(京委員)

私の捉え方が問題かもしれないのですけれども、成年後見制度というのは大きな意思決定、全体の中の法的行為とか、契約行為とか金銭管理だとかを伴う部分を、第三者の人が家庭裁判所の承認を得て、後見人・保佐人とかになって、意思決定を代わりにするという制度で、もっと何か意思決定というのは幅広いものなのですが、タイトルで「成年後見制度の利用計画」、サブタイトルで「意思決定について」で、何か逆転してしまったような感じのニュアンスがすごく伝わってくるので、ここの書き方はもうひと工夫、まあサブタイトルをこれでいいのかということになってくると思うのですが、ここは少し検討していただく必要があるのかなというふうに思います。

それと、もちろん先ほども御説明いただいたようにですね、意思決定は、とても幅が広くて、際限なく広がりができてしまう感じですが、とは言えですね、「計画策定にあたって」の趣旨のところ、やはり「フォーカスせずに、対象者の全生活、将来と現下の問題を総合的に検討して、意思決定支援を行う方策を講じることがより重要に見えます」というような、米子市の意思がここに反映されているわけですので、こうやって読んでいくと、成年後見制度以外のことにもたくさん言及されているのではないのかということ、読み方も期待してしまうのですが、読み始めると、やはり成年後見制度に特化した内容になってしまっているのではないのかなというところが、そこも気になる場所ですね。やはり別計画とか、サービス利用とかに関するものとかというのを、ここで反映しなくても御検討いただく必要があるのかなと。すみません、意見にな

ってしまいましたが、以上でございます。

(大橋福祉保健部次長)

策定の趣旨としては、今、京先生がおっしゃったような意思決定支援の計画ではあります。ただ、役人でございますので、もともと成年後見制度利用促進計画を作れということで、ドラスチックに意思決定支援を前面に出すことが難しいこともあり、タイトルの下に括弧書きで「意思決定支援の普及を目指して」と入れております。実は、今回の計画を作るのに、いろいろ勉強させていただいた中で、国のほうも、現在ではイギリスの古い法律なんですけども、「Mental Capacity Act」という意思能力法みたいなのをベースにしている、意思決定支援をやるのだということはどうやら全面には出されていますけども、今回のこの法律の名前が成年後見制度利用促進法だったというのが、現在の日本の法体系の限界ではないかということで、私どもとしては少し穏やかにしたんですけど、皆さんが、「いや、もっと過激にきなさい」ということであれば、意思決定支援宣言文にも共感を持ちます。あと、そういう意図からいいますと、個別なところになると、あまりそういうことは表現されておられません。例えば、意思能力存在推定だとかという、少し抽象的な表現で、あまり波風立てないような表現を取らせていただいております。そうしながら、気持ちとしては最初に御指摘いただいたように、様々な場面で様々な人が意思決定の支援を受けていくことなのだ、ということでもあります。まあ役人的なもの言いになりますが。

(京委員)

いえいえ。

(大橋福祉保健部次長)

この間も家庭裁判所の人と少し話したのですけども、MCAの考え方自体が英米法という法体系をベースに置くものですから、日本の法体系と適合的かと言われると、少し疑問だということもありましたので、米子市も声高に叫ぶというよりも、日々の生活とか、あるいは介護者・支援者が接する場面など、各場面を共感、合意、納得によってコントロールして行って、社会的に、慣習的に普及させるという方法論を取りました。政府のほうでも、今の主流の法学者たちは法制度の改正まで望まれていますから、もしかしたらそうなるかも知れません。特に、障がい者権利条約第12条の解釈の関係で、「日本のやり方は何か少し古臭いね」みたいな話もあるようでございます。それを踏まえた上なのですけれども、やはり役人でございますので、今日のとこ

ろ、こらえていただくということで御理解いただければと思います。

(京委員)

はい、分かりました。ありがとうございました。

(尾崎会長)

ほかにありますでしょうか。

(角南委員)

よろしいでしょうか。

(尾崎会長)

はい、どうぞ。

(角南委員)

よろしく申し上げます。すごくよく練られた計画だなというふうに感じております。私は詳しくなくて恐縮なのですが、後見制度の決め方、制度利用のその前段階のソーシャルを検討というのがこの中に織り込まれているような気がして、すごくいろいろ議論なさっているなと思いました。その中で、最初の第1章の「策定にあたって」というところの2段落目のところに、課題が書いてあるのですが、そこをもう少し、米子市の課題というところを具体的にお教えいただきまして、そこからまた議論が深まっていくのかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。1ページ目の「しかしながら」のところで、「大半が財産管理に偏っており意思の尊重と身上配慮の観点が軽視されている」、「後見類型が著しく多いこと」、「実際の制度利用者が少ないこと」について、具体例を少し教えていただけるとありがたいです。

(大橋福祉保健部次長)

ここの認識のところは、安藤が説明しましたように、国の課題認識とは別としましてアンケート調査及びインタビュー調査を実際にやってみましたところ、先ほど京先生が課題視されていた、生きている場面で何かして、意思決定に支援を差し上げるのではなくて、財産管理のみ行われていることがあるようです。

また、後見類型が非常に多いのだそうです。後見類型というのは、ほとんど意思能力がない状態が日常的に続くということなのですが、意思能力分布を見ても、それほど多いはずがないのではないかと、だから、偏り過ぎているのではないかなということがあるのです。これは、いろいろな人のブログなどを検

索してみると、「後見人をつけて意思決定代理にしたほうが楽だから、そのようなふうにするのだ」みたいなことが背景にあるようでございます。これはやはり問題だろうと。国の場合のプランでも同じようなことを言っておりまして、補助とか保佐とかという軽い段階もあって、そこからやるべきだというのがあります。米子市でも実際、後見類型がすごく多くて、保佐とか補助はやはり少ないということを裁判所から聞きます。

最後に、推定利用者というのは、いわゆる要介護4とか5とか、あるいは精神障がい、知的障がいのほうで、成年後見制度を利用してもよさそうな人というのが、全国の推計だと700万前後いるのだと。それに対して20数万人しかまだ利用していないということがあって。米子市で推計したわけではありませんけれども、同じような比率で、米子市も普通の都市でございまして、同じような部分があるだろうということでございます。

これ以外にも、成年後見制度の理念の実現といったことからほど遠いことというのはしばしばあります。さらに、弁護士さんの御存じのようなこともありますけれども、例えば遺産をめぐる、あるいは認知能力が下がった方の財産をめぐる、親族間の争いがある中で、自分が優位に立つために後見人を選択をするのだ、みたいなこともあるようでございます。だから決して皆さん口外されませんが、どうやらそういうこともあるのではないかと聞いています。

(尾崎会長)

ほかにありますでしょうか。どうぞ。

(水田委員)

水田です。これを少し拝見させていただいたのですが、我々弁護士が関わるというふうなところが、やはり法律の専門職ですので、どちらかというとなり身監護というよりは、むしろ財産管理のところによく仕事として関わっているわけです。確かに最近ですね、医療行為の導入について、後見人にさせるべきだとかですね、そういうふうな論点が、実は今すごく二分してございまして、日弁連の中でも、そこは激しく対立はしているのですが、そうではなくてもですね、やはり福祉サービスの利用のときに、「後見人はどうしてくれるの」というふうな声がありますね、施設のほうから。どういうことかという、福祉サービスの利用というのはやはり金銭的な負担が降りかかるものですから、やはり財産管理の一つじゃないかということ

ですね、やはり我々に施設のほうから、サインしてくれというふうに連絡が来たりするわけですね。それで、やはりそれはもちろん仕事ですからもちろんやるのですけども、何が言いたいかというですね、結局この支援計画の中でですね、市民後見人の記述が少し不十分ではないのかというふうには、思いました。というのは、そこは別の例えば課題といたしますか、そういったところは織り込まれていくということにはなるのでしょうかけれども、我々もやはりこの仕事をしていると、やはり市民後見人の質とかですね、非常にそういうのがいろいろと問題があるというのは見ていましてですね。それは裁判所のほうも実は同様なのですね。裁判所のほうは、法人後見をやらしてほしいと話をしましてですね。それはどういうことかという、法人後見は御存じとおり、社会福祉協議会とか、そういう法人が後見人として動いていくという話なのですけども、でも実際はそうはいつでも、社会福祉協議会の中の職員が実際にそれを担当するという話になるので、そういった職員らが、市民後見人の研修も行うというところが推奨はされているのですけども、そういうふうに市民後見人を育てていくというふうなことを自治体が行わないと、やはり利用する頻度というものは、やはりすごく変わらない。少ないままだと思うのですね。後見制度がですね、実は障害者権利条約からすると非常に問題があるというふうな制度になっていまして、結局、障害者権利条約を何で変えないかという、障がいがあることを理由に、その人の権利制限をした場合もあるので、後見制度はまさにそこと真っ向から対立してしまう制度なわけですね。つまり、その人は何らかの障がいとか持っていてですね、意思決定ができない場合、その人の財産処分権を全て奪ってしまうわけですから、そのことからすると真っ向からの権利条約違反という話になるので、そうはならないようにするためには、やはり意思決定はあるのだということを前提でやっていく。ただ、そうするには、それを支える後見人の質とかを高めないと、結局いつまでたっても意思決定は、何というか、担保されないという話になると思うのですね。例えばですね、意思決定が実際に困難であるにもかかわらず、成年後見人がついていないというふうなパターンが7割から8割ぐらいは実際にあるのですけれども、結局、そこに成年後見人が入ることで、かえって本人の意思決定がきちっと、ある程度加味されるようになったというものが、一歩前進という話になるわけなのですけども、そうなるには、やはり成年後見制度の利用を高めていくというふうな

ことになるのですが。ただ、そこは裏と表の関係で、市民後見人を育てて、そこには後見監督人を入れるか、という問題はもちろんあるかもしれませんが、そこをですね、自治体としてやらないと、スーパー高齢化社会というふうになっている、なりつつある国民からすると、そこは喫緊の課題なのかなと思っています。なので、もう少しそのところを米子市の課題の一つとしてですね、この体制整備とか、意思決定支援の制度の運用とか、広報とか、そういうこともいいのだけれども、そうではなくて、やはり敬遠されないようなシステムをどうしたらいいのかというと、やはり実際的意思決定の場面で、非常に迷うところとかあったりするんで、それは我々もそうなので、結局、市民後見人を一人でも多く育てていかないとなかなか少しそこは片手落ちになってしまうのかなというふうに思います。以上です。

(尾崎会長)

ありがとうございます。

(大橋福祉保健部次長)

市民後見人については誠にそのとおりでございまして、このやり方は苦慮をしているわけですね。実は、米子市でも市民後見人の養成は、長い間取り組んでいるのですが、思ったよりうまくいっていないようです。したがって、今度は私たち米子市自体も、中核機関となるよう体制整備をして、そういうことを、後見人候補者の全体の総枠を増やしていく取組をしたいと思っています。ただ、おっしゃるように才能の問題とか、資質の問題がありますので、適合的なのは、法人の中で活動される市民後見人というのがよいのではないかという見解もあります。その両方を追及していきたいなというふうに思っています。書き方がすごく薄いですが、今回の計画全般が書き方が薄いのですが、気持ちとしてはそういう感じでおります。今、先生のほうがおっしゃった医療同意行為、医療同意の問題は、これは今日、ドクターにおいでいただいているので、少しお話を伺えたらなと思っており、実は後見人の任務の中に医療同意権はないのです。医療契約はできるのだけど、その医療行為、侵襲的医療行為にもっていくことはできないのですが、医療現場ではどうしておられるのでしょうか。そこを少し教えていただければ。知らない顔をしていてももちろんいいのですが、実は医療現場のほうでお困りのようでして、後見人の側に「同意してくれ」みたいなのがある。あっさりと、手術したいときはサインしますよね。

あれをポンと渡されて、後見人に「サインしてください」と言って、後見人さんが、「いやいや、それは僕の任務ではない」と言ったら、何かぎくしゃくするみたいなことも報告されているようですが、そのあたりについては、医療業界としては何か具体的な手法をお持ちでおられたり、あるいは医療促進のために米子市に対する御希望があれば伺って、この計画に生かしたいと思いますが、御発言をお願いできればと思います。

(尾崎会長)

先生のほうから何かありませんか。

(野坂委員)

僕は一般的な開業医なので、そういう、例えば病院である手術をするとき、とにかくいろいろな書類にサインをする。本人ができればいいけど、できないのだったら家族が代わってやっているみたいなところを、その家族がいなような人が、誰がサインをするかというところですけど、書類の内容的には、医療行為に対して納得しましたよという了承のサインなので、書類にサインがあったかなかったかがどうこうって、結局、最終的には医療過誤、医療訴訟に対応してきちんとそれを取ったかどうかのサインだけであって、何かその本人の意思決定、いい人生を送るために自分は納得したよ、みたいなどころではない。医療の、命を救うか救わないかの現場での手続き上のサインであって、何かあのサインと後見人が、誰がそのサインをするかみたいなどころは、少しピントがずれているような感じはします。そこにサインがあろうがなかろうが、助けなくてはいけないものは助ける。

(大橋福祉保健部次長)

なるほど。

(野坂委員)

でも、その病院においては医療行為をするので、説明と同意が必要だから、サインが欲しいというサインですので。だから、同じサインを一つするにしても、極端なところ、この人を助けますか、助けませんか、最終的に、人工呼吸器をつけますか、つけませんか、みたいなどころのサインを後見人をお願いしても、それを、後見人は、いらないからとサインを書いて、呼吸器をやめて、その人が亡くなってしまう場合のようなサインの重さと、いわゆる説明同意のサインとは、少しニュアンスが違うような気はします。だから、少しそのあたり具体的に、同じサイン、同意をしてどうのこうのといっ

も、何か違う場面、医療行為の現場でのサインとは違うような、本人ができれば一番いいとは思いますがけれども。答えになっているかどうかわかりません。ただ、自殺をした人を助けなくてはいけなくなって、医療行為をしますよね。本人は自殺するつもりで死ぬ。何かまだ命が残っているのに、それを助けるために医療行為をする。そのとき誰がサインするの、みたいなことが。でも、自殺自体は自分の意思で自殺するのと、自殺は意思でなくて病気によって起こった自殺行為なので、病気を治すということに関してだったら誰もが助けるというふうにするだろうけど。何かそのあたりは、そういう難しい問題を含んではいるような気はします。だから、医療の現場でのあのサインに関しては、そういう重たいところと、とにかく手続き上の説明と同意のサインと、2種類ぐらいあるように思ってもらえればいいかなと思います。だから説明と同意に関してだったら、基本的には「助ける」という方向性が同じなわけだから。本人が助けたい、周りも助けたい、医者も助けたい。説明と同意は後見人でもいくらでも書けると思いますけど。基本的な治療の方針をどうこうみたいな、例えばエホバの信者の方の輸血をしないといけない、ここにサインが欲しいです、後見人がサインをしなかったら、輸血ができない、したら輸血ができるみたいな。そのあたりもまだクリアになっていないと思いますけど、そういうようなところも問題になってくるでしょうし、どうでしょう。

(尾崎会長)

実際されているのとは、言われてみれば少し分からないですね。そういう救急の場合と、自分の意思表示ができない意識もない人が、医療行為をしなければ亡くなってしまう場面があると、基本的には善行の原則で、その人の意思がはっきりしなくても、同意がなくても、家族の同意がなくても、命を助けるという行為をするといっているんですけど。慢性疾患の場合、例えば意思表示とか病状の理解ができない重度の認知症の人が施設に入っておられて、がんの手術が必要だけど、その同意書を書く人が誰もいないという手術のときに、実際にどうされているのかというのは少し、言われてみれば分からないですね。

(大橋福祉保健部次長)

そこで、意思決定支援という概念を取り出すと、本人さんの周りに、ドクターを含めて誰でもいいんですけど、そういう周りにいる人が、本人に本当

にドクターがおっしゃっていることの医療行為の内容を十分理解してもらうように努力しましょうというのが先に来るのですけれども、そういう行動をとりましょうというのは、医療業界の中では標準化されているわけではないのですか。

(野坂委員)

例えば人間、寿命が来ますので、在宅医療ケアがやっている「もしものときの安心手帳」は、元気なときに自分が死ぬときのこと考えて、自分は最後まで死にたいかみたいなのを書いてねと。それは何回書き変えてもいいから、というような紙を作ってもらいたい。ああいうのがあれば、そういう同意書なり後見人がどうこうしなくても、「本人が元気なときにこうって言ったから、こうだよ」と話はするということはできる。なかったら、それこそ今みたいなふうになってしまうのかなと。

(大橋福祉保健部次長)

なるほど。MCAのサンプルがあります。ちょうど今みたいなケースで、医療同意行為に関することが出ています。お医者さんが、意思能力の弱い人に相対峙して、治療方針はこれがいいと思いますと言うのだけど、相手がよく分からない。分かっているか分からない場合の処理の仕方が書いてあって、そのときにドクターは関係者を呼んできて、意思決定支援会議みたいなものを開かないと、ちゃんとしたことをしたことになるので非難されますよ、という書き方がしてあったのですけども。成年後見人の権限範疇を超えているところ、違うところですので。もしかしたら医療業界のほうでそういうものをもっと標準化されていたり、ある種努力をされていることがあるのかなと思ったのです。私どもの計画の中には、直接そういう医療同意系の話は書いていないのですね。ですが、京先生がおっしゃったような流れからいくと、意思決定支援の中身としては多分、医師会等々ともこういうこととお話させていただくことになるのではないかとは思っています。意思決定支援自体が非常に個別的でして、時と場合と、人と条件によるものですから。何か固いようなガイドラインが作れなくて、その場その場によって適切なものを皆さんとりましょうという話ではありますけど。一応、仕組みとして何かそういうものを、やはり話し合いの会議でももうちょっとは持っていったほうがいいのかなと。水田先生のほうが、そのことをよく御存じだろうと思います。

(野坂委員)

命に関わるような意思決定の場面でのこの後見人の制度の、その後見人の責任というのは、何かその、僕らが今こう必死に議論しているこの成年後見人制度の支援とは少し次元、別の問題で、そこを言い張っていたら何もできなくなりそうな気はします。90歳を超えている場合でも元気な方もいらっしゃいますけど、ただ、95歳で手のつけられない末期がんがある。とりあえず食道がんがあって、手術をすれば、一月でも口から食べられるようになる可能性がある。「手術をしますか」みたいなときに、誰が決めるのですか。誰も相談する人がおらず、本人も何も言えない。でもほっといたら、もうそのまま口から何も食べられなくなって死んでしまう、みたいなときに、少なくとも一月、あるいは1年、口から食べるような生活はできる可能性があったときに、じゃあ誰がどう決めますか、みたいなところを、ここです話じゃないのですよ。しますか。

(尾崎会長)

分からない、難しい。

財産管理の代行っていうだけの認識では狭すぎるということなのではないですか。

(大橋福祉保健部次長)

そうですね。

今の法律の趣旨でも財産管理に限定されているわけではなくて、先ほどおっしゃったように身上監護義務と、それから財産管理行為の間を切断されるような論調があるようですけども、これは一体的なものなのですね。ただし、介護福祉サービスも同時にできていきますから、日常的なその事柄については、それは後見人ではなくて、周りの人がしてあげればいいのかというのが前提になるようなことはあります。現に、成年後見制度においても、日常的な生活行為に関しては後見代理も及びませんよね。除外されています。というところですよ。

(野坂委員)

少し話がずれるかもしれませんが。財産を持っていない人、お金もないし、お金をどうこうしなくてはいけないものを持ってない、要するに自分で意思決定ができない人が、自分のことを何とかしてほしいので成年後見制度に申し込んだら、誰が支援して誰がそのお金を払うのですか。

(大橋福祉保健部次長)

それは、今の制度では、米子市の税を投入してでもやろうということになっています。自治体ごとでも違うのですが、米子市はたまたま制度を持っています。国自体のほうも、介護保険特別会計とそれから障がい者の名前で、そういう補助事業をした場合は国も補助するということにはなっています。現に米子市では3件、確か成年後見人に報酬を、代わりに市が全額お支払しているのがあるのですが、確か、恐らく3件とも生活保護の方と思われるのですが、財産の有無と関係なしに意思決定支援が、つまり契約不能になってしまうといろいろなことができなくなるので、それを補うために、財産は関係なしにつけた場合は、一応、税金を投入してでもやろうというのが現在の国と米子市の考え方です。ただボリュームが、月2万円くらいでしたっけ、大体標準が。そうすると、1人あたり年間24万円の報酬を後見人にお支払するとなる。100人おると、2,400万円お支払することになるのです。そうしていくと、国が推計している600万人、700万人というのを母体と考えた場合は、約数億のお金が毎年毎年支払いに裂いてしまう。それに価値があることだったら、それはいいかも知れませんが、現在の米子市の財政を考えると、本当にそこまでのことをしていいのかどうかというのは、やはり行政官としても疑問に思いますし、市民としても、疑問に思うところがあって。そうだったら安易に成年後見制度、例えば、銀行預金を下すためだけに成年後見人とか、あるいはさっきおっしゃったように施設に入るためだけとか、あるいは市役所で手続きするためだけとかだったら別に、その意思能力があると言ってしまうばいいのではないかと、みたいなものもあるのではないかと私は思います。これは結構大変な問題でして、悩みなところで、でも、米子市としての政策としては人権に関わることですから、なるべくお手伝いをしようというような考え方です。

(野坂委員)

後見制度というのは、脳死等になる前の元気なときに指定するのですか。

(大橋福祉保健部次長)

それと直接関係するのは、意思能力です。一応、成年後見人制度は民法上の制度なので、裁判所が、意思能力があるかないかという判定をされるものですから。

(野坂委員)

元気なときには、この後見支援制度を使えないのですね。

(大橋福祉保健部次長)

そうですね。

(野坂委員)

明日死ぬかもしれないといって、あらかじめそういうことはできるのですか。

(大橋福祉保健部次長)

できません。ですから代わりに、例えば米子市長が申し立てるようなことになります。もう一つのやり方が、ここにあまり書いてないのですが、任意後見制度というのがありまして、御本人さんが、自分が将来そうなったときのための代理人となるべき人を、あらかじめ契約で頼んでおくという制度もあるのですよね。そうすると、何かが起こったときに、突然しゃべれなくなったとき、その人が後見人となっておいて、自分の財産と自分の生活の管理、面倒を見てくれるというのは制度としてはあります。

(野坂委員)

亡くなった後に残った財産をどうこうするのは、また別の話ですか。

(大橋福祉保健部次長)

お亡くなりになった後の財産は、相続法に従って配分をされていると思います。死亡事務は、今制度が変わったのですか。

(水田委員)

整理した方がいいと思うのですがけれども、意思決定能力が全然ない人が利用するのが成年後見制度ですよね。そこは問題ないと思うのですよ。その方が亡くなった場合は、成年後見人が相続人にその財産を引き渡す。そこにトラブルが起きそうだったら、相続人が何を相続をすると決まってから引き渡しますというふうな、やはり一理あるかな、みたいな形で対応します。一方で意思能力がある時点で、将来不安だよねというふうなときは、今おっしゃったように任意後見制度があるのですが、その意思決定能力がなくなった時点で、任意後見人にあらかじめ指定されている人が家庭裁判所に対して申立てをして、任意後見監督人の選任の申立ても併せてやって任意後見がスタートする。御本人が亡くなったら相続人のほうに財産を承継させるというふうなところは、ここは成年後見と変わらないです。

少し話がずれてしまい、このように広がると私も思っていなかったのですが、医療行為の話でして、私が経験したのは、胃ろうですね。胃から栄養を入れるというふうな、その同意もですね、医療機関のほうからしてくれとい

うふうに求められたことがあります。この方、身寄りがなくてですね、結局お一人で、天涯孤独という人だったのですけれども、ある程度の財産があったので、結局、財産管理というふうなことで、後見人に私になったのですけれども、身上監護のほうは後見の仕事の一つだと思えるのですけれども、そこは施設のほうにやっているので、財産管理は私、身上監護のほうは施設のほうにやっていますね。ところが、少しそこで病気になってしまって、病院のほうに入ったのですけれども、施設は医療行為ができないので、病院のほうに入ったのですけれども。そこで胃ろうを作るときに、どうしても医者と本人は話すこともできないので、病院のほうは後で結局何もしなかったら、餓死していたというふうに言われても困ると。とって、勝手に御本人の体に穴を空けるのも少しできないというふうなことで求められたのですけれども、そこは結局、こちらとしては同意はしなかったですね。そこは後見人の権限ではないと。あくまで私のほうで受けているのは財産管理の権限であって、生命の安全に特化するのとは預かりの仕事ではないと、私は少しこだわったのですけれども。一応、医療機関のほうにですね、一応そこで胃ろうを結局実施しても、緊急避難ということで法的責任を問われるというようなことはまずないのでという話はしたので、そこはそれで一件落着という話だったのですけれども、そういう話があります。

市民後見の話は私のほうからした趣旨というのはですね、結局、今もおっしゃったように予算の問題なので、財政上の、つまり高齢化になって、お年寄りが意思決定能力が著しく劣って、成年後見人をつけなくてはいけないというような事態になったときに、お金を持っていけばいいけど、お金を持っていない人は自治体とか行政が負担するという話になったときに、多分破綻すると思うのですね、100%。基本的に成年後見の仕事というのは、財産が1,000万円以下ぐらいだったら1万円から2万円、それ以上だったら2万円から3万円というふうで、家庭裁判所のほうが決めてくれるのですけれども、財産がない人はやはりいるわけですね。米子市さんのように負担してくれればもちろん、こちらのほうでは取りはぐれがないのでいいのですけれども。問題はですね、結局、国のほうも予算があるということがわかっているので、だから、そこで何がどう現場にくるかという、市民後見人なのですね。親族に後見させる。その親族が後見する場合は、報酬は裁判所のほうで0円なので、要は子どもが親の面倒を見るものは当たり前だろうという考えがあって。もちろん法的には請求できるのですよ、後見の報酬を。そうなのですけど、一応、親族に関して

は報酬は0円なので、親族の方を市民後見人に育て上げて、その方は親の面倒を見ればいいのではないかというふうな考えがあるのですね。そういう例えば何というのかな、市民後見人を育てるというのは、結局、子どもが親の面倒を見るとか、兄弟が兄弟を見るとかというふうな考え方がもちろん根っこにあるのですけれども、その中で結構、何というか、そうすれば予算的にも非常に救われる、助かるというふうな考えがあるのだろうかと思うのですね。結局たくさんの方のことを、結構ボランティアがいますから、もちろん自分の兄弟とか親族とはいえ、ボランティアになるので、そこのところは、なかなかモチベーションが上がらないところがありますし、それだけ親の面倒を見ても、結局その人が亡くなったら、ほかの相続人みたいな候補、兄弟が多分たかってきますから、葬儀屋と同じように、親族といってもほんとそういうふうな兄弟もいらっしやるわけで。そのときに、あれだけ報酬0円で親の介護とか財産管理をしてきたのに、何で自分の取り分はほかの兄弟と一緒になんだというふうなコメントもやはり出てくるのですね。そういうところも調整して、市民後見人としての魅力とかそういったところを自治体がもっとPRしなければ。やはり、もちろんなった方がいいし、なるべきなのだろうけど、やはりそれは少し後で何をしても成果ゼロだったということを少し嫌がっているふうな人もいますので、そのところをどうしていくのかということを考えていただきたくて提言した、そのようなところで、以上です。

(大橋福祉保健部次長)

これから親族が後見人になっていくということは最高裁サイドのほうもおっしゃってらっしゃって、もちろん皆さん素人ですから、この意志決定支援とかの理解ができていないわけではないので、そういうことをしっかりとサポートしていく、日々の後見活動そのものをサポートしていくことを米子市としては実践していきたいというふうに思っており、それが中核機関の仕事ということになります。そこはそういう形で何か親族後見なり心ある人たちが、比較的減額な経費でできるような社会環境は用意しているつもりで書いてはおります。

それと、最初に申し上げれば良かったのですが、インタビューしていると、後見人を使わなくてもいいのに、何か簡単に「後見人いますよ」みたいなアナウンスをされる方が、福祉関係者・医療関係者に多いということがどうやら問題の発端で、なってみたら、「こんなはずではなかった」みたいなことがあ

るようです。裁判所にお聞きすると、裁判所は解任権を持っていますが、よっぽど虐待とか不届きなことをしない限り、被後見人のことを少し冷たく見ているというぐらいでは解任されないのだそうです。そうすると、もともと成年後見を使う場面か、単なる意思決定支援における場面かを見極めることがすごく大事なのではないかということに関係者の方から言われまして、米子市の場合だと、中核機関を用意したのは、あらかじめそのような可能性がある人と言われたときには、ちゃんとしたソーシャルワークを一回受けていただいて、行く末を定めて、その中で例えば任意後見とか出るかもしれないし、今のところは別にそこまでしなくても、契約能力があったと言えればいいのではないか、みたいなものでやっていけるのではないかと。施設の中だと、うちの職員もよく言うことですが、死んだときの身元保証みたいなものを要求されているのだそうです。それはそれでわかりますけれども、それは別に後見人でなかったとしても、ほかの社会福祉サービスを構築することで案外可能ではないのかなというようなことも含めて、少し今、具体的に言えればいいのですが、そういうことが問題なので、まずはソーシャルワークをきちんとすることから立ち上げてみたいと。これも裁判所の方がおっしゃっていらっしゃったのですけれども、「何かこのような状態であれば利用しなくてもいいのではないですか」と言いたいことがあるのだけれど、自分らは司法官としては国民が求めてきたので断るわけにいかないから、米子市役所のほうでそのあたりのソーシャルワークをきちんとしてもらえませんか、というのがありました。それを突き進めていくと、先ほど水田先生がおっしゃったように、後見総量が減っていけば、あるいはその中で正確に、例えばこれは親族でできるから、じゃあ私たちはこう支援していくからみんな頑張っていこうね、みたいな社会ができればいいのかなというふうに思っているが今回の計画であります、この行き方は、恐らく他の自治体と丸っきり違う行き方になっているので、少し読みにくい形にはなっていますが、そういう趣旨だということは御理解をいただきたいと思えます。今日は石原事務局長もおられるのですが、一つは、法人による後見というのも少しこれからは私たちも考えていきたいと。水田先生がおっしゃっているのは、そのとおりだと思いますので、行動の中でしっかり示していきたいと思っております。

(尾崎会長)

ありがとうございます。ほかに何かありますか。考え出したらすごく難

しいということが分かりました。

(京委員)

すみません、いいですか。

(尾崎会長)

はい。

(京委員)

話題が変わってしまうかもしれないのですが、もう一つ考えなくてはいけないのは、今お話とかを伺っていると、基本的には、うまくいく議論というか、成年後見制度とかを利用しているとか、そうしたソーシャルワークとか福祉とか医療につながっている人の話が主なのかなということを思っていますね。一方で、先ほどの話で、推定利用者は700万人いるが実は20何万人という中で、600何十万人の人たちは成年後見制度の利用が本来は適当かも知れない、意思決定が難しい人だけれども、どこにもつながっていない人たちなのかなということを考えると、福祉につながっていない、医療につながっていない人たちの中にも、相当数そういう人たちが含まれているということが考えられますね。となると、その人たちをどう発見するのか。

あと市民後見人というのは、発見というよりはむしろ後見の委託を受けて後見の業務をやる人たちなのかなと思いますので、その人たちに過度な期待をするというのは少し違うのかなというふうに思うのですが。と言って、じゃあ福祉にその役割をとなると、やはり福祉も契約制度とか、そういうのがベースになっている部分もありますので。そこにつながっている人たちの中で、意思決定できない人たちが後見制度につながってくるのかなと。そうではない人たちをどう発見するのかというところも検討しないといけない。民生委員の協力とかになるのかも知れないですし、各ケアの理解、啓発とかになるのかも知れないですけども、そこ、もしくは、何かいろいろと考えてしまって。独居高齢者の人で意思決定能力が低い、かつ福祉とか医療にあまりつながっていないお金のない人とか、そういう人たちは誰が発見してこの後見制度の利用につなげるのかなという、後見制度を利用する前の段階のところの仕組みとしては、やはり何か考えないといけない。そうでないと多分700万人、600何十万人の人たち、全国ですけども、発見はできないし、どこも同じことが繰り返されるのかなというふうに思いました。少しこの計画を読んでも、その部分がなかなか読み取れなかったのですが、もし何か

お考えがあったら教えていただけますか。

(大橋福祉保健部次長)

すみません。もう一方で、昨年度策定した地域福祉計画というのがございます。この主幹となっている考え方は、つながりの回復、孤立を防いでつながりを再構築する取組を行政・地域でやろうということなのでして、その中で当然、孤立した人を発見する手順あるいは仕組みというのを用意しているところでもあります。それを、少し具体的に申し上げますと、既存の民生委員などの活動家のほかに、今私たちが主力で考えているのは、今日一緒に来ておられる社会福祉協議会がコミュニティワークを展開される中で、「あの人がね」「この人がね」という情報を手に入れると、ソーシャルワーカーのほうからアウトリーチの形で何かのアクションをしていく。それを綿密な網のように、ネットワークのようにして作り上げていきたいというふうには思っています。いずれにしても、早期発見というのが今の社会福祉の基本テーマになっておりますので、別の計画、地域福祉計画のほうでその旨をお願いしているところです。以上です。

(京委員)

そうすると、ここの計画で書かれている地域連携ネットワークというのは、そこはリンクしているものというふうに考えてよろしいでしょうか。

(大橋福祉保健部次長)

はい。

(京委員)

はい、分かりました。ありがとうございました。

(角南委員)

ありがとうございます。本当にまさに認知症のところとの関連が非常に大きいなと思っておりまして、独居という、京先生の話もお伺いして、すごく思っているところです。すごく小さい御提案になるかと思うのですがけれども、お薬手帳ではないのですけれども、そういう何か認知を分かるような、その方の意思とかお考えとか、そのときの判断とかお考え、お気持ちというのが分かるような何か手帳みたいなものを、ソーシャルワーカーさんとか民生委員さんとか、民生委員さんなどは無理かもしれないのですが、記録でつながっていくということは少し、すみません、考えたところです。

(大橋福祉保健部次長)

私たちとは別の計画で、介護保険計画のほうが主軸でやってらっしゃるのですが、その中で既に手帳のようなものをお作りいただいて、普及のための取組を始められているというふうにはお聞きしておりますので、さらにこういうところの促進をしていきたいと思えます。ありがとうございます。

(尾崎会長)

ほかにありますでしょうか。

(野坂委員)

すみません。

(尾崎会長)

どうぞ。

(野坂委員)

今言われた、まず、この700万人というのは、本当に具体的にどうい
う人を700万人いらっしゃるといふふうに、それは、皆さんお金を持っている人、持っていない人も含めて合計700万人ですか。

(大橋福祉保健部次長)

厚生労働省の推計ですが、認知症の推計をされているようでして。その認知症者の総数が700万近いのかなというふうには。お金を持っているとか関係なしに、ただ単に認知症になるべき人。

(野坂委員)

認知症になっていく人。

(大橋福祉保健部次長)

はい。

(野坂委員)

でも、認知症になっても家族がいて、お金があろうがなかろうが家族がちゃんと支援しているのであれば、別にこの制度を使う必要はないですよ
ね。

(大橋福祉保健部次長)

全然ないと思えます。実際に困ることは多分ないと思えます。法的な面で見れば契約能力がないですから、サインができないということで。

(野坂委員)

だから、700万人が全部この後見制度に当てはまるわけではない、そうではないと。数字どおりに700万人が、これからこれに当てはまるぞ、23

万人しか使っていないからといって今計画を作ろうとしておられるけど、何か変ではないですか。

(大橋福祉保健部次長)

いや、そういうことではないのですけども。理論的には後見制度を利用する可能性のある人ということです。

(野坂委員)

だから、その人が何人、具体的にいるかなのです、問題は。

(大橋福祉保健部次長)

700万人を1億2,000万人で比率した場合と、米子市の比率になりますので、大体150ですか。

(野坂委員)

米子には、どれくらいですか、具体的に。

(大橋福祉保健部次長)

1,000人前後ではないですかね。

(野坂委員)

では、お金がある人、ない人についてはどうでしょうか。

(大橋福祉保健部次長)

そこは少し財産状況は分からないので、はっきりしたことは言えないのですけど。半分で見ても、あまり間違いはないかもしれません。

(野坂委員)

認知症になる人がそれくらいいる。何かトラブルになって、その成年後見人がいないと大変なことになりそうな人はどれくらい。

(大橋福祉保健部次長)

現実には、そこまでなかなか少しデータがわかりませんね。総数としたら、認知症、確かにこれだけ見ると、家族環境いかんによって当然変わりますし、御家族がいらっしゃっても、仲が悪いとかがありますので。

(野坂委員)

だとするとこれは、この制度があるがために、うまくいっていたのに、これをどうこうしないといけないよと言い始めて、うまくいっていたものが壊れるようなこともなきにしもあらずですね。

(大橋福祉保健部次長)

誠にそういう指摘があります。家族の最期に、というような。それはやは

り避けるべきであろうというふうに思っております。

(尾崎会長)

ありがとうございます。詳しく考え出すと、グレーゾーンとか難しい部分がいっぱいあることが分かりました。ほかに何か御意見、御質問ありますでしょうか。

(小西委員)

すみません、ないようでしたら。

(尾崎会長)

どうぞ。

(小西委員)

まずもって、大変遅くなって申し訳ありませんでした。すみません、前の議論を全て伺ったわけじゃないのですが。一つ、資料を拝見して、一つの、いろいろと大きな課題はたくさんあるのしょうけれども、成年後見制度を知っていただくことですか、イメージがよくないということも書いてございましたので、そういった誤解があるのであれば、それを正しく理解していただくのが、意思決定支援の普及だとかというところが重要な課題なのかなというふうに拝見いたしております中で、利用の促進等も含めて民間との連携というところが、いろいろとできることもあるのだなということとか、そういう考えも持っております。先ほど、社会福祉協議会のほうでそういった成年後見制度の必要な方、意思決定支援が必要な方を見つけていくということをするということも分かりましたが、もちろん勉強しながらではあるのですがけれども、あと民間の、例えば私は商業施設を運営していますが、先般の例として、商業施設とか人が普段集まるような場所で啓発活動、いろいろと方法はあります。そういう何ですかね、イベントもあるでしょうし単純にビラを配るとか、そういった事もできるかなというふうに思いますし、ポスターを貼る、それから相談窓口みたいなものが、簡易的なものでも設けることができるかどうかは、詳細には検討等あって。何かその、本当に、例えば認知症が進んで手遅れになるというか。進む前にそういうことが考えられるような、そういう広報活動みたいなことが何かできることはないのかなというふうには、少し今考えているところでございます。なので、商業施設でなくてももちろんいいですけど、民間との連携、民間の企業との連携というところをいろいろと御検討いただくことができれば、民間としても

社会貢献というのがあるのですけれども、決してそれが企業の利益を犠牲にした社会貢献ではなくて、企業のイメージアップだとか、集客だとか、今、鳥取県もSDGsというものを進めている中で、まさにこれの、取り組むという宣言をしている企業も対象になると思いますし、何か理由があるのではないかなというふうには、少し見守っているところです。

(大橋福祉保健部次長)

民間連携の話ですと、最初のほうにこの意思決定支援などの社会慣習が成り立っていくためには、企業にも参加いただくのは当然なのですね。もちろん意思能力の弱い方が、企業から見ていると消費者として、契約相手方として出てくるわけですから、そこで多少なりともそのような配慮をしていただくようなことが、企業人の行動慣習になるということで、とてもその方々にとっては住みやすい社会ができていくというふうに思います。これから取りかかることとなりますので、ここの図の中にももう入れておきました。ぜひとも御協力のほうをお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。よろしくをお願いします。

(尾崎会長)

まあ、いろいろな取組があるのでしょうけど、必要な人に必要なサービスが届けられるということだと思います。何か、行政の各部署から出ている情報を上手に組み合わせると、結構分かるような気もして、今の話を聞いていると。例えば、0.数パーセントしかいない10万円の給付金をもらわなかった人とか、3年間一度も健診を受けないし一度もレセプトも出ない、健康状態の不明高齢者とか。これは、ほんの0.数パーセントところです。そのいうレアな少数の人の中に、必要な人が潜んでいる可能性があるのです。実際においては、4年間一度も健診を受けない人に全戸訪問、検索するとかあるけど、そういう中で実はわかってくる。だから、いろいろな部署が、払うべき税金を払わないということもないですけど、その手続きができない人たちの中に潜んでいる可能性は十分あるなと思って聞かせてもらいました。いっぱい意見が出ましたし、かなり広い内容をカバーしているもので、まだいろいろ御意見があると思いますが。こういう話を聞かせていただいて、私たちがやっと理解できるというか話を聞いていく中で全体がわかってきたということもありますので、そういうところが市民の皆さんに伝わればなというふうに思います。そうしますと、米子市の成年後見制度の利用支援計画につきまして、この御審議いただいた内

容で一応この計画の承諾というのは、この会としてはいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議の声なし)

そうしましたら、修正できるところは、今日いただいた意見を基に修正を市役所のほうでしていただいて、今後のスケジュールに合わせて計画を策定していただくと思います。そのほか、委員の皆様から御意見がありますでしょうか。

(野坂委員)

最後の18ページ、その社会福祉審議会の役割として、今後、評価・検討を定期的にやっていくのですか。

(大橋福祉保健部次長)

頻度としては、年1回実績を考察して、こういう活動をしましたとか、あるいはこういう課題を発見しましたので、こういう対策を立てたいがどうか、という形で年1回程度はさせていただきたいと思います。

(野坂委員)

それが1年間で、この後見制度がどれぐらい利用されたみたいなのが。

(大橋福祉保健部次長)

そうです。そういうことも含めて、私どもの行動に対してアドバイスなり、御指導御鞭撻をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(尾崎会長)

ありがとうございます。そのほか、事務局のほうからはございますでしょうか。

(大橋福祉保健部次長)

そうしますと、これからパブリックコメント手続きに入りますけれども、一応、年内ぐらいでやってしまおうと、少し早めになりましたので。この間、もし御意見とか言いたいことがおありでしたら、また私どものほうにメールなりしていただいたりしたら、とてもありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。今日は本当にありがとうございました。

(尾崎会長)

それでは、これで終わりたいと思います。